

(2) 本件について必要がある場合は、上訴する。

7 訴訟の概要

対象土地は、本市が平成14年に国より法対外公共物として譲与受けした土地であり本市に所有権があるが、本市が譲与を受ける以前から被告が権限なく占有しており、今回道路整備を進めるにあたり、再三明渡しを求めたが被告はこれに応じなかったため、対象土地の明渡請求の訴えを提起するものである。